私共は今日迄数十年間天野の為めに働いて参りました。然るに報ゆるに斯の如き酷遇虐待を以てするとは非人情を知る者のなすべき事ではないと信じます
其所で私共は非常な不安を感じて不止得ず一同相談して左の四ヶ条の要求を提出しました

一、日給の制定
二、退職手当の制定
三、解雇手当の制定
四、工場法実施

此の要求の如きは今日何所の工場会社でも既に実施して居る事であります、殊に最後の条項の如く国家の定めた法律すら実施しないに至っては如何に会社が無法であるかと云ふ事がよく分ります。所が会社は此の要求に対し十日間回答の猶予を求めました、然るに職工側が何等之に就て回答せる中に一月廿三日会社側無謀にも突然一時休業を宣しました、斯の如き不誠意極まる行為は殊更に問題を紛糾せしめんとする暴挙であります。

市民諸氏!!
労働問題の解決は労働者も資本家も公明正大に誠意と情誼を以て当らねばならぬにかゝわらず会社の此の暴状は何事で有るか。社会の正義の立場より私共は黙して默視する事は出来ません。然し乍ら私共は今の平和を多少なり共乱すに至った事を衷心より深く悲しむ者であります。市民諸氏よ私共の上述べた事情に依って当事者の何れにあるかは賢明なる市民諸士の既に御承知の事と存じます
希はくば平和の為め人道と正義の為に私共に御理解と御同情を賜はらん事を!!

大正十五年一月廿七日、

日本労働総同盟
東京鉄工組合
天野貴金属争議団

15.2.5
第[illegible]号
町田

労秘第一九七號
大正十五年二月二日
警視総監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎殿
社會局長官 長岡隆一郎殿
京都、大阪、神奈川、愛知、兵庫、福岡
千葉、埼玉、山梨、各府縣知事殿
東京地方裁判所検事正殿

天野貴金属工場職工同盟罷業ニ關スル件（第四報）

首題労働争議ハ會社側ノ態度強硬ニシテ罷業職工四十